

林野火災予防対策を強化します (火災予防条例の一部改正)

◆ 林野火災注意報・林野火災警報の運用開始について

令和7年2月に岩手県大船渡市にて、林野約3,370ha、住宅90棟が焼失した林野火災が発生いたしました。この火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めることを目的として、鹿島地方事務組合火災予防条例の一部を改正し、令和8年1月1日から、『林野火災注意報』・『林野火災警報』の運用が開始されました。

◆ 林野火災注意報・林野火災警報について

消防法により、火災が発生しやすい気象状況になった場合には「火災警報」が発令されます。この火災警報のうち、林野火災の予防上危険な気象状況と認められる場合には、「林野火災警報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について義務を課すこととなります。

さらに、気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合には、「林野火災注意報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用の制限」について努力義務を課すこととなります。

◆ 林野火災注意報・林野火災警報の発令基準について

1. 林野火災注意報の発令基準

次のいずれにも該当した場合に発令されます。

- (1)前3日間の合計降水量が1mm以下であること。
- (2)前30日間の合計降水量が30mm以下であり、又は乾燥注意報が発表されていること。

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は除かれます。

2. 林野火災警報の発令基準

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合に発令される場合があります。

◆ 林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合の規制について

鹿島地方事務組合火災予防条例第29条の規定により、次の「火の使用の制限」がかかります。

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火（花火）を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認められた区域内において喫煙をしないこと。
6. 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

※ 火の使用の制限（努力義務を含む）対象区域にあっては、鹿嶋市及び神栖市内全域になります。

◆ 発令時の「火の使用の制限」に従わなかった場合について

林野火災注意報は、警報発令の前段階に位置づけられ、罰則の伴わない努力義務を課すものとなっております。

一方で、林野火災警報は、「火の使用の制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

◆ たき火の届出について

これまで、「たき火」を行う際に届出が必要か明確でなかったため、「火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為」に「たき火」が含まれ、届出が必要であることを明確にしました。

◆◆◆ 「たき火」に該当すると考えられる行為（イメージ） ◆◆◆



◆◆◆ 「たき火」に該当しないと考えられる行為（イメージ） ◆◆◆



(お問い合わせ先)
鹿島地方事務組合消防本部 予防課
TEL 0299-97-3608